

# 物品賃貸業資本（レンタル・リース資本）の 基礎的・理論的研究（下）

水谷 謙治

## 序

### 第1章 レンタル業の分析

#### 第1節 レンタル業の現状

#### 第2節 レンタル業の経済的機能

#### 第3節 レンタル業の利潤の性質……………以上前号所載

### 第2章 リース業の分析

#### 第1節 リース業の概説

#### 第2節 リース業の機能と利潤

#### 第3章 物品賃貸業に関する諸見解の検討……以上本号所載

## 第2章 リース業の分析

### 第1節 リース業の概説

[1] ここで対象にするリース（業）は、いわゆるファイナンス・リースを主流とする狭義のリース（業）である。このリースの主な特徴点は、物件の法定耐用年数の大半にわたるリース期間、その期間内での費用のほぼ全額回収、中途解約の禁止にある。ちなみに、税法上では上記の要件を満たす取引がリース取引と定義され（後述）、国際会計基準ではこうしたリースが金融上のリースと規定されている<sup>1)</sup>。わが国のリース業がこうしたリースを主な対象にしているのは、わが国で中古市場の形成が不充分であり、銀行系リース会社がこれ以外のリース取引を禁止されているからである<sup>2)</sup>。

このリース取引の特徴をもう少しくわしく示すと下記のようになる<sup>3)</sup>。

①リース物件の選定と値決めは、ユーザーがメーカーと交渉して行う。リース会社は、それにもとづいてその物件を購入し、ユーザーと協議して期間を決め、ユーザーに対してその使用を認める。②リース物件の所有はつねにリース会社にある。③リース期間中に、リース会社が物件代金、諸費用、手数料等のおおよそ全額を回収（フルペイアウト）できる契約をする。④リ

1) 『リース会計の実務』（秋山正明、中央経済社 p. 330-334）

2) 小栗蔵男「金融機関連会規制の取扱いについて」（『金融法務事情』、776号 p.14）

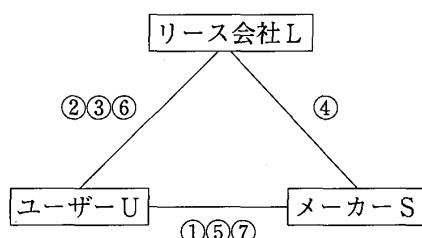
3) リース標準契約書（リース事業協会『リース・ハンドブック』1994年版、p. 220-225所載）。

ス期間中、原則としてユーザーは契約を中途解約できない。⑤物件の修繕・保守は多くのはあい、ユーザーの責任で行う。⑥リース会社は物件の滅失や破損の負担、および瑕疵担保責任等を負わない。

ファイナンス・リースのこうした特徴は、下表のようにレンタルの特徴と対比させることによって鮮明に示すことができる。

	リース	レンタル
対象	あらゆる機械・設備	汎用性のある機器・日用品
目的	対象の長期占有・借金の代用	対象の一時的使用
期間と解約	長期で中途解約の禁止	短期で中途解約可能
保守・修理	ユーザー側の責任	リース会社側の責任
リスクと管理	ユーザー側の責任	リース会社側の責任
利益	利子的性格が強い	サービス料金的性格
在庫	なし	あり
ユーザー	特定の1企業	不特定多数の企業や消費者

リース取引はユーザー（借主）、リース会社（貸主）、サプライヤー（メーカー等の売主）の3者間で行なわれ、ユーザーとリース会社間ではリース契約が、リース会社とサプライヤー間では売買契約が結ばれる。こうした取引をその流れにそって示すとつぎのようになる（ユーザーをU、リース会社をL、サプライヤーをSの記号で示す）。



①U・S間におけるリース物件の決定。②UからLにリースの申込みとリース条件の交渉 (LによるUの信用調査)。③UとLによるリース契約の締結。④LからSへ物件の注文 (LとSによる売買契約の締結)。⑤SからUへの物件の納入。⑥UからLに物件借受証の交付 (リース契約の効力の発行)。⑦保守契約 (Sまたはメンテナンス会社とU間)。

ユーザーから見たリースの主なメリットにはつぎの諸点があげられているが<sup>4)</sup>、それらは、リース業が自立化する根拠とみてよい。

1. 効率的な資金運用：一度に多額の資金がいらないので、留保資金をふやし、これを効率的に運用して利潤の増加をはかることが可能になる。また多額融資をうけることが困難な中小企業にとっては、担保不要のリースは資金難の解消になる。

4) 以下の4点はリース事業協会による「リース需要動向調査」(1994年)への解答の1位から4位に對応している(前掲『リース・ハンドブック』p. 56)。

2. リース料の全額経費扱い（節税効果）：機械設備を購入するばあいには、支払利子と減価償却費だけが経費扱いになるが、リース料は全額が経費扱いになるので、早期償却をするのと同じような節税効果が可能になる。

3. 容易なコスト把握と事務の合理化：機械設備等のコストは、毎月一定のリース料として簡単に把握できるため、コスト管理が容易になり、それに関連する事務も簡素化しうる。購入手続・保険や租税支払・減価償却費計算その他の事務処理が不要になる（リース会社が行う）ことで、事務の合理化が可能になる。

4. 陳腐化への対応が可能：一定の制限はあるものの、物件の使用期間に応じてリース期間を限定しうるため、陳腐化を回避することができる。

[2] ファイナンス・リース以外のリースは、総称してオペレーティング・リースといわれる。レンタルを典型とするオペレーティング・リースは、賃貸性リースともいわれ、リース業者によるメンテナンスや陳腐化リスクの負担、中途解約可能、ノン・フルペイアウト等を特徴にしている。大まかにいえば、ファイナンス・リースの要件を欠いた、サービス性の強いリースである。

ところで、リースのどのような大分類や中分類を見ても、各群のなかにその主要基準に反するようなケースや、各群に同じ特徴をもつケースが含まれている。これはリース取引がきわめて複合的性質をもち、かつ、多種多様だからである。たとえば、ファイナンス・リースはフルペイアウト（全費用の支払い）条件を特徴にするが、ファイナンス・リースとされている取引にもノン・フルペイアウトのケースが見られる。返却品の中古市場での販売を見込み、最初から物件に残存価値を見積もってその分をリース料からのぞくケースであって、自動車や汎用工作機など、汎用性の高い物件に見られる。また、通常のファイナンス・リースではメンテナンスをユーザー負担にしているが、リース会社がメンテナンスを負担するばあいもある（メンテナンス・リース）。建設機械、航空機、自動車、大型コンピューター、医療機器等のリースではこうしたメンテナンスつきのケースが多い（メンテナンスはリース会社の指定する工場で行われる）。

ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの分類についても、曖昧さを否定できない。たとえば、その主な区分基準は中途解約の禁止の有無にあるといわれるが<sup>5)</sup>、この条件は一部のレンタルにも見られる（1章第1節）。フルペイアウトか否かを基準にしても、双方にノン・フルペイアウトのケースがある<sup>6)</sup>。他方、オペレーティング・リースにおけるレンタルとそれ以外のリースには大きな相違があるにもかかわらず、ファイナンス・リース以外のものとして一括されている。

5) 『リース産業界』（三井リース事業〔業務部〕編、教育社、p. 24）その他。

6) 庄政志『リースの実務知識』（商事法務研究会 p. 15-16）

リース(広義)	{	ファイナンスリース	{	フルペイアウト ノン・フルペイアウト	メンテナンスなし メンテナンス付き	中途解約なし 原則なし	金融型 中間型
		オペレーティングリース	{	レンタル以外のリース レンタル	ノン・フルペイアウト メンテナンス付き	中途解約あり	中間型 レンタル型

リース(広義)の分類とその基準は、その目的に対応すべきである。物品賃貸業の経済的諸性格や機能を検討していくには、税・会計基準によるファイナンスとオペレーティングの分類よりも、レンタル型、金融型・中間型の分類の方が便利であろう。ここでの金融型は、前述したファイナンス・リースの諸特徴を完全なかたちで含むもの(区分図最上段)である。

1994年における物件別の年間リース契約高の比率は、情報関連機器が1位であり(42%，うち電子計算機等36.6%)，つづいて産業・工作機械(17.6%)，商業・サービス用機械(14%)，事務用機器(9.7%)，輸送用機械(5.2%)の順となっている。契約先別の年間契約高比率では、製造・鉱業が首位(28.9%)，サービス業(22.4%)，商業・飲食業(18.5%)，金融・保険業(12.1%)，建設・不動産業(5.9%)，となっている<sup>7)</sup>。

大手の総合リース会社は出資母体から見て、銀行系、総合商社系、保険会社系、メーカー系に区別できる。集計会社数のうち資本金100億円以上の大手(約5%余)が、年間総売上高の57%を占めている<sup>8)</sup>。また、大手会社はさまざまな事業を展開している。たとえば、首位のオリックス社はリース事業のほかに、割賦販売、資金貸付、各種ローン、債券投資、生命保険、証券、不動産開発、レジャー、プロ野球興行、システム開発、その他の事業を約150の子会社を通じて営業している<sup>9)</sup>。しかしここでは、問題を純粹にとらえるために、リース会社はリースだけを専門的に行っているものとする。

[3] 広義のリース(賃貸借)は古くから存在していた。土地の賃貸借はもとより、動産も船舶や動物のリースがあった。シュメールやローマなどの都市国家では、奴隸も財産(動産)とみなされ、賃貸借の対象にされていた<sup>10)</sup>。近世になると、貸本屋などに見られる消費財のリース(レンタル)がある程度の広がりを見せるようになる。しかし、こうした歴史的研究はのちの研究にゆだね、ここでは、資本主義経済における労働手段のリースの成長についてつぎの点だけを指摘しておこう<sup>11)</sup>。

7) 前掲『特定サービス産業実態調査報告書 物品賃貸業編(平成6年)』(1995年, p.22-23, p.26-29)。

8) 同上『報告書』, p.14-15

9) オリックス社 有価証券報告書(1994年), p.81

10) Max Weber : "Wirtschaftsgeschichte·Abriss..." (1924), 黒沢巖・青山秀夫訳『一般社会経済史要論』(岩波書店, 上巻, p.133, p.325, 下巻, p.112-113) "Agrarverhältnisse im Altertum" (1909), 渡辺金一・弓削達訳『古代社会経済史—古代農業事情』(東洋経済新報社, p.29, 37-38, 320-321)。『古代オリエントの生活』(河出書房新社, 佐藤進執筆担当, p.188-191)

11) 以下で示すリースやレンタルの歴史的事情については、かなり多くの著書や論文を土台にしている

資本主義経済が成長し、耐久財の種類とその需要の拡大につれて、労働手段のレンタルが発生し成長する。たとえば、19世紀のアメリカでは、ユナイテッド・シュー・マシナリー社（靴製造機）やベル電話会社による自社製品のレンタルが行われ、1918年にはハーツ社によるレンタカー事業が開始されている。19世紀のイギリスでも、綿工業の織物機、電話システム、電気、ガスのメーター等のレンタルが行われていた。

ファイナンス・リースの端緒的なケースは、イギリスでは19世紀中葉の鉄道や車両のリースにみられる。たとえば、バーミンガム車両会社は、大量の石炭車両を1年13~20ポンドのリース料で5年間期限でリースしていた<sup>12)</sup>。また、アメリカにおける鉄道車両の信託制度（近代的方式は1870年代）も、リースの一種であったといわれている<sup>13)</sup>。

アメリカでは、リース業が世界で最初に本格的な成長をとげたが、それは1950年代初頭からである。当時のアメリカでは、第二次大戦以後の需要の拡大に応じて、老朽化した機械設備の更新と新投資が急務になっていた。だが、機械・設備の法定耐用年数は実際のそれよりもずっと長期に定められ、しかも定額法しか許されていなかったため、早期減価償却はきわめて困難であった。しかしリースを利用すると、法定耐用年数の1/3ないし半分の期間で償却ができたし、リース料は損金扱いであったため、法定期間中の所得への課税を節約することができた。また、多くの企業は自己資本の蓄積が不充分であり、必要な多額の資金調達に苦しんでいた。こうした企業にとってリース業は、巨額資金の一挙的な調達を避けて、早期減価償却と節税を可能にさせうる方法として有用視され、成長していったのである。

1950年代の中葉になると、耐用年数の短縮と加速償却制度が行われ、リースの税務上のメリットが弱められることになった。1963年には銀行のリース業への参入が許可され、多くの大手銀行がリース業に進出するようになった。銀行がファイナンス・リースを発展させ、確立させたといわれる。1960年中葉から、投資減税制度（1962年）を活用したタックス・リースや、貸主の節税を意図したレバリッジド・リース（後述）が盛んになり、リース額の規模は国家財政に影響を与えるほどになった。そのため、1975年には、リースに対してそれまでよりも厳しい基準が設けられた。しかし1980年代になると、レーガノミックスの一環として、設備投資を刺激するためにリース基準が緩和され、リースは新たな形式をとつて一層の発展をとげる。そこで再び緩和のゆきすぎが問題になり、加速度償却制度や投資税額控除制度が廃止（1986年）され、

が、紙数の都合でページ数は省略してつぎのものだけをあげておく。

T.M. Clark "Leasing" (1978, McGRAW-HILL Book Company UK,)。Editors D. R. Soper "The Leasing Handbook" (McGRAW-HILL Book Company, p. 319-321)。S. P. Amembal, S. D. Halladay, T. A. Isom, "Equipment Leasing" (McGRAW-HILL, Inc. 1992, p. 19-20)。宮内義彦『リースの知識』(日経新聞)。

12) Ibid, T. M. Clark "Leasing" p. 6

13) Kenneth Dunkan "Equipment Obligation" (1924 D. Appleton & Company)。安藤次男『アメリカにおけるファイナンス・リース制度の発展』(「民商法雑誌」78巻3号, p. 265-271)

以降はオペレーティング・リースへのシフトも活発になっていく。

わが国にリース業が本格的に導入されたのは、1963年ないし64年である（現日本リースや現オリックスの創業）。それは高度成長を通じて急速に成長する。この時期、民間設備の旺盛な資金需要は供給をうわまわる状況にあった。リースは労働手段の有効な調達方法として利用価値を高め、金融機関もリース子会社を設立して積極的にこれを促進したのであった。1970年代から80年代には、コンピューターや医療関連機器、商業用設備のリースが拡大され、ついで自動車やコンピューターのオペレーティング・リースが発展した。また、航空機のレバリッジド・リースや、リース業の多角化も進展していく。政府（通産省）も中小企業の設備の近代化をはかるために、リース利用を促進するための諸施策（機械類リース信用保険制度1973年、いわゆるメカトロ税制1984等）を行った。

以上のように、1950年以降におけるリース業の発展は、それが一挙的な資本投下（巨額資金の固定化）なしに労働手段の調達を可能にさせることや、節税手段としても有効なことにもとづいていたのである。

## 第2節 リース業の機能と利潤の性格

[1] 一般的にいえば、リース業の機能は、労働手段をメーカーから購入してそれをユーザー企業に長期に貸与し、労働手段に関する生産者と消費者との需・給の結合、その使用価値の実現を媒介することである。その活動は下記のかたちで行われる。

①物件購入→②リース（含・付帯サービス）→③物件回収 [→再リースまたは中古販売]。  
①～③を資本の運動形式として示すと、つぎのようになる（既述のレンタル資本と同じ）。

$$M - C \sim C \left\{ \begin{array}{l} \cdots m \cdots \\ Cd \cdots \cdots Cd \end{array} \right\} - M'$$

$M - C$  はレンタル会社による貨幣資本の投下、労働手段（商品）の購入。 $C \sim C$  は労働手段のユーザーへの貸付。 $m$  は貸付対価としてのレンタル料（生産物への移転価値部分を含む）。 $Cd$  は残存価値をもつ現物（労働手段）。 $Cd \cdots Cd$  は貸付られた労働手段の返却。 $Cd \setminus - M'$  は返却された労働手段の最終的な販売（または処分）による貨幣への転換。

ところで、さきの一般的機能には金融、商業、サービスなどの側面が含まれている。

金融（ファイナンス）的側面：ここでいう金融とは、利子を生む資本としての貨幣の貸借関係を意味する。問題を純粹に考察するために、さしあたりファイナンス・リースの特徴を完備するものをとりあげ、対象物件を機械としておく。

企業によるリースの利用は、機械を自己資金で購入したくない（またはできない）ばあい、その調達を金融機関からの借入金によるか、リースによるかを比較検討したあげく、リースを

14) R. F. Vancil, "Leasing of Industrial Equipment" (McGRAW-HILL, Book Co. p.42-43)

選択する結果として行われる。つきつめた表現をすれば、リース利用の決定は購買かリースかの選択として行われるというよりも、銀行からの資金借入かリースかの選択として行われるのである<sup>14)</sup>。そしてこのさいには、市場利子率がその選択を左右する主な要因になる。

リース会社に話がもちこまれるは、メーカーとユーザーとの交渉後であり、リース会社が機械をあらかじめ用意しておく必要はない。機械の管理や保守はユーザー負担である。こうした点では、リース会社は機械代金さえ用意すればよい。リース期間は機械の経済的耐用年数の大半におよぶから、返却品は無価値に近くなる。したがって、リース会社は中途解約を禁止し、リース期間中に機械代金等の全費用と利潤を含めたリース料金を回収しなければならない。そしてリース料総額が回収できれば、機械の返却は二次的なことがらになる。他方、リース料の算定は、市場利子率を尺度に決められる社内金利を基礎に行われる<sup>15)</sup>。

このように、ファイナンス・リースのばあいには、リース会社がユーザーに対して実質的に用意するものは機械代金であり、双方にとって利子率が規定的要因になる。こうした点からすれば、このリースは、賃貸形式による労働手段資金の融資という性質をもっている（ファイナンス・リースが「物融」と呼ばれるのもこうした事情による）。つまりこのリースは、実質的には貨幣資本の貸付と同じ性格をもっており、その限りでは、この資本の性格は利子生み資本にほかならない。ユーザーがメンテナンスやあらゆる所有者リスクを負担する根拠もこの点にあるといえる。

銀行にとっては、こうしたリースは利子生み資本の特殊な投資分野になる。アメリカでは1963年から銀行によるファイナンス・リース業務が許可され、大手銀行を始め、おびただしい銀行がリース業務に参入するようになった<sup>16)</sup>。わが国の銀行はリース業務への直接参入を禁止されているため、子会社のリース会社を設立して間接的にこの業務に参入している。銀行がリース業務へ参入するのは、つぎのような誘因——長期の資金提供者として比較的有利な固定金利の獲得を見込める、顧客との継続的取引を維持、拡大する手段になること（利子率が高くリース料が安い時にはリースをテコに顧客を拡大できる）、リースを他業務の利益のシェルターや節税手段にできること——があるからである<sup>17)</sup>。銀行がレバリッジド・リース<sup>18)</sup>を行なうの

15) 石津善治「法人向け自動車リース」（加藤一郎・椿寿夫編『リース取引法講座』下、[金融財政事情研究会]、p. 228）

16) アメリカの商業銀行もファイナンス・リースだけが許可されてる。Peter K.Nevitt, Frank J. Fabozzi, Edmond J. Seifried, "Equipment Leasing for Commercial Bankers" (Robert Morris Associations, 1987. p.105)

17) "A Competitive Assessment of The U. S. Equipment Leasing Industry" (U. S. Department of Commerce 1985, p. 9-10). James M. Johnson, Ph. D. "Fundamentals of for Equipment Lessors" 1986 (America Association of Equipment Lessors p.5).

18) レバリッジド・リースとは、信託形式を無視していえば、貸主（Lessor）が物件価額の20~40%を自己資金で出資し、それをテコ（レバリッジ）にして残り資金を金融機関その他の投資家から調

は、そこにこれらの誘因が複合して存在するからである。

**販売・商業的側面**：ファイナンス・リースにあっては、リース会社が所有リスクや保守責任を負わずに機械の全額を回収する一方、ユーザーはその全額を支払い、自分で保守をしながら耐用年数の大半にわたってそれを使用収益する。こうしたリースを実質的に見れば、それはユーザーによる機械の購入（所有）に等しい。逆にいえば、そこにはリース会社による販売（割賦販売）面がある。さらに、リース会社は返却品を再リースしたり、中古市場で販売したりする<sup>19)</sup>。こうしたリース会社の活動を一括するならば、それはメーカーから対象機器を購入し顧客にそれを販売して利益をあげる活動、すなわち、商業活動ということになる。このように、リース資本は商業資本の性格を内包している。

リース契約には、リース期間の終了時に対象物品をユーザーに無償かそれに近い名目価格で譲渡することを約したもの（譲渡条件付リース）や、そうした条件の選択権をつけたリース（購入選択権付リース）があったし、いまでも暗黙のうちにそうした取決めを含めるケースが多い。こうした諸ケースは、リースが実質的に販売であることを表現している。メーカーがリース子会社を設立し、先の条件でユーザーに特殊専用的な機械をリースするケースも、販売手段としてのリースの性格を示している。

**賃貸・サービス的側面**：リース会社は、賃貸にともなって減価償却、保険、税務、記帳等の事務代行を行う。リース会社はこれらの機能を集中したり、専門化したりしてその費用を節約する。その意味では、リース業は以上の代行機能とともに、これら費用の社会的節約機能をもはたす。また、メンテナンス付きのリースでは、リース会社は各種のメンテナンスと関連サービスを行う（たとえば自動車リースにおける車種の選定、記録保管、車両の修繕、洗車、タイヤ交換、オイル補給、道路案内、配車等）。なお、機器や設備全体の導入にともなう各種の情報やノウハウを継続して提供するコンサルティング機能が行われることもある。これは施設全体を提供するパッケージリースのばあいなどに見られ、ソフト付リースまたはコンサルティン

達して物件を買い、ユーザーにリースすることである。実際には、投資家（および長期資金提供者）と借手とのあいだに一種の信託組織（Owner Trustee, Indenture Trustee、日本では匿名組合）がもうけられる。レバリッジド・リースによって、出資者（リース会社）は物件価額の一部を投資するだけで物件全体の所有者になり、物件の減価償却費と全支払金利を費用として計上でき、減税や加速減価償却の利点を享受しうる。ユーザーも、そうした利益の一部を安いリース料金として享受できる。最近のわが国の例では、住友銀行の国際営業部が航空機の新しい国際的なレバリッジド・リースを行っている（日経新聞1995. 1. 6）。

19) たとえば、日本リースによる中古工作機の展示・物流拠点としてのマシンセンターを開設（日経新聞1994. 6. 5）、オリックス・レンティックによるパソコン・通信網（「ニフティサーブ」）を利用した販売事業の開始（1995. 10. 26）、アメリカの大手リース会社（コムディスコ）と提携して半導体製造装置の中古市場を世界規模で開拓しようとする試み（住商リース1995. 1. 8）、同装置のオペレーティング・リース（期間3年程度）で、その中古業者（ハイテックシステムズ）と提携して東南アジアで中古市場の開拓を決定（日本リース1996. 1. 8）等々。

グ・リースとも呼ばれている。

もうひとつ。リース業には、陳腐化リスクを肩代りしたり軽減したりする側面がある。リース期間を経済的耐用年数よりも短めに設定したり、途中で新機種に交換できる限りでは、リース業者がそのリスクを負担し、ユーザーは陳腐化をある程度回避できる。ただし、リース期間が長期であるため、この側面の意義はレンタルにくらべて小さい（第1章第2節）。

以上の諸機能を価値形成の面からとらえるならば、賃貸自体は労働手段の価値移転にすぎず価値の产出を意味しないが、労働手段の移転にともなう諸機能——輸送・保管・保守・計算・各種事務等——の労働は価値を产出し付加すると考えられる<sup>20)</sup>。

[2] ところで、リースにおける金融面と販売（商業）面はどのような関係にあるのだろうか？ まず、（原）リースは販売なのか貨幣資本の貸付（金融）なのかを聞いてみよう。この問には、さしあたりつぎのように答えることができる。

両者は同一の賃貸取引を異なる角度から把握したもので、二者択一的な関係にあるのではない。すなわち、リースという同一の内容を機械の資金調達という視角から見れば、金融（→利子生み資本）として把握できるし、機械の実質的な所有と使用という視角から見れば、販売（→商業資本）として把握できる。また、リースを割賦販売と見るばあいでも、現金販売価格と割賦販売価格との差額が利子である限りでは、そこには貨幣資本の貸付という側面が含まれている。だから、この点でも金融と販売は二者択一的な関係にあるのではない。こうした二面性は、貸付が貨幣でなく物でなされる点に根拠がある。

もちろん、現実の個別取引で見れば、ふたつの側面または性格には強弱関係がありうる。前記の譲渡条件付リースや購入選択権付リースとか、メーカーのリース子会社が特殊な専用機械をリースするケースは、割賦販売的側面が強い。ちなみに、近年ではこうしたケースは、リース企業自身がそれをリース取引から除外し、割賦販売あつかいにしている。その原因は、国税庁がリース取引の範囲を定め、購入選択権付きのリースや専用的物件を対象とするリース等を売買取引としたからである<sup>21)</sup>。他方、メーカーが所有している中古機械をリース会社に販売し

20) この点に関連したややくわしい説明は、拙著『新経済原論』（有斐閣、p. 21-2）を参照されたい。

21) リースに割賦販売や金融と共通する性格があるため、これらの区別を税法上でどう扱うかは以前から問題になっていた。1978年の国税庁による「リース通達」では、つぎの①～⑤に該当する取引を売買取引と定めている。

①前記の譲渡条件付リース取引（同じ条件での再リースも含む）。②土地、建物、建物付属設備等を対象とするリース取引。③専用的な機械装置等を対象とするリース取引。④その特定が不可能なものを対象にするリース取引。⑤物件のリース期間が法定耐用年数の70%以上（10年以上の物件は60%以上）のリース取引で、賃借人に購入選択権のあるリース取引。また、1988年の「通達」では、リース期間が法定耐用年数の120%をこえるものはリースとして認めないとしている。（リース事業協会『リース・ハンドブック』1994年版、p. 230-239）。アメリカは法的形式よりも経済的実質を重視するため、会計上では、ファイナンス・リースを実質上の割賦売買または金融取引として扱っている。また、産業分類上でもファイナンス・リースは金融に分類され、オペレーティング・リースはサービ

たうえでそれを賃借するケース（セールス・アンド・リース・バック）は、メーカーがその機械を担保にしてリース会社から資金の融資を受けることと同じであり、実質的な貨幣資本の貸付といってよい。

以上のように、リースにおける販売と金融の二面性は、同じ過程をちがう角度からとらえたもので二者択一的関係ではないが、だからといって、リース業（資本）を一般的に商業資本または利子生み資本と規定してよいだろうか。既述のリース・バックや購入選択権付リースはそう規定できるが、その他通常のケースは、視角を限定する限りではよいとしても、一般的な規定としては正しくないと考えられる。

割賦販売では、支払終了時に所有権の移転が行われる。リース資本を商業資本と規定すれば、物品所有権が最後まで保持されるというリースの特徴を欠落させることになる。他方、リースを金融・利子生み資本と規定しても、貨幣でなく物品を貸し付けるというリースにおける賃貸の独自性を欠落させることになる。さらに、商業資本または利子生み資本という規定だけでは、返却品の再リースがもつ賃貸性が看過されるし、金融にも商業にもないいわゆるサービス機能（事務代行の一部・メンテナンス・陳腐化リスクの肩代り等）も欠落させられてしまう。要するに、どちらにひきつけて規定しても、リース資本のもつ独自な賃貸的性格——所有権を保持しつつ、機械を一定期間だけ貸与し使用させ、関連サービスの提供をして利益をうるという性質——を欠落させることになる。リースが実質的に金融または商業だといっても、それらが賃貸形式をとり、この形式によって統一されている点にこそリース取引（したがってそこに投ぜられる資本）の特徴がある。このばあいにおける形式と内容は、区別があると同時に相互に制約しあい規定しあう一体的な関係にある。形式も内容を規定する一契機にはかならない。

先にふれたリースの賃貸性については、もう少し説明しておかねばなるまい。大手や中堅のリース会社は、ファイナンス・リース取引のばあいでも、ほぼ7～8割を再リースするという。原リースで機械代金の元本と利子が回収ずみであり、リース先が原リースのユーザーとちがうばあいには、この再リースは文字どおりの賃貸であって、商業でも金融でもない<sup>22)</sup>。リースを商業資本または利子生み資本と規定すると、この点が看過されてしまう。ただし、通常では再リース先は原リース先と同じである（無審査）。このばあいは、再リースは形式的には賃貸であるが、実際には原リースと一体と見るべきである。なお、フルペイアウトといっても、税務上での割賦販売扱いを避けるために、リース料には機械の残価（総額の1/10ないし1/12）があらかじめ見込まれている。

最初がノン・フルペイアウトであったばあいの再リースは、オープン・エンドとクローズド・

---

スに分類されている。（U.S. "Standerd Industrial Classification Manual 1987"）。前掲『リースの会計と税務』p. 142, 146-7)。

22) 原リースと再リースの性格の相違は、中野芳彦氏の論文でくわしく明らかにされている。中野芳彦「再リースをめぐる諸問題」(前掲、『リース取引法講座』下, p. 197)。

エンドの二方式で相違がでる。前者は、あらかじめ見積残価を示し、リース終了時に当該返却品の中古販売額と最初の見積残価との差額をユーザーの責任で清算する。クローズド・エンド方式では、見積残価を示さずに差額をリース会社の責任で処理する（いずれも要審査。自動車リースではほとんどが後的方式である<sup>23)</sup>）。前者方式で借手が原リースと同じばあいは、実質上は物件の全額を同一ユーザーが支払うわけで、全体としては原リースと同じ性質のものと見てよい。同方式で借手がちがえばレンタルに近くなり、金融性は希薄で賃貸性が強くなる。

以上のように、再リースも含めてファイナンス・リースを見るならば、賃貸は単なる形式というよりも実質的内容の不可欠な一要素であることが一層明瞭になる。まとめてみよう。

第一に、リースは物品を貸し付ける点で貨幣資本の貸付にない特徴をもち、その利潤も利子以外の性質を有する。第二に、完全なフルペイアウト・リースにおける再リースは賃貸であつて、商業でも金融でもない。第三に、リース業のサービス諸機能もまた、金融にも商業にもない独自なものである。総じてファイナンス・リースには、金融、商業、サービスの性格が賃貸によって複合され一体化されている点に特徴がある。したがって、リース資本は、上記の諸性格を含む物品賃貸業資本の特殊形態と規定できる。それは取引条件に応じて、利子生み資本性格の強いものと商業資本性格の強いものとがあり、この限りで、前者を実質上の利子生み資本、後者を商業資本といいうのである。これに対してレンタル業資本は、物品賃貸業資本の典型的姿態であり、商業や金融にない特質をもっている<sup>24)</sup>。

[3] 以上で見てきたリース業の諸性格・諸機能は、ユーザーにとってのさまざまなメリットとして現れる。まず、資金運用の流動化（固定化の防止）効果がある。リースを利用すれば一度に多額の資金がいらないので、留保資金を効率的に運用して利益増加をはかりうる。また、中小企業にとっては、担保不要のリースは資金難の解消にもなる。さらに、リース料の全額経費扱いは節税効果をもたらす。自己資産としての機械は法定耐用年数にしたがって償却（損金）処理されるが、リース料は全額経費扱いになるから、法定耐用年数よりも短いリース期間中に全資産額を償却できる。早期償却または加速償却と同様の効果がえられるわけである。とはいえ、この効果は税法上の個別的效果であって、それによって社会全体のコストや利潤が節約されるわけではない。

各種の事務代行機能は、コスト把握の容易さや事務の合理化のメリットとして現れる。機械設備のコストは、毎月一定のリース料として簡単に把握できるからコスト管理が容易になり、購入、保険や租税の支払、償却費計算等の事務もリース会社に移管されるため、その合理化が可能になるのである。

23) 前掲、石津善治「法人向け自動車リース」p. 226)。

24) 産業分類上では、純粋な貨幣貸付比率が大半であるようなリース会社は金融部門に属させ、それ以外のファイナンス・リース業やオペレーティング・リース業は、物品賃貸部門として独立させることも考えられる。

サービス機能における陳腐化の肩代りは、陳腐化リスクの回避・軽減になる。ただし期間が長期だから、この効果はレンタルよりもかなり小さい。パソコンの世代交代はきわめて早く、発売後3年たったパソコンは中古品市場でまったく売れないと。そこで最近では、上記の効果を重視してリースからレンタルにシフトするケースが増加しつつある<sup>25)</sup>。

以上では、個別企業（ユーザー）の視角からリースのメリットをとらえたが、リース業はつぎのような社会的役割（または意義）をもっていると考えられる。

I. 信用制度の補完と事業活動の迅速化。リース業は資本の移動を媒介し、労働手段用の巨額の資金調達を可能にさせ事業活動や起業活動を迅速化させる。この点は、信用力の弱い中小企業やいわゆるベンチャー企業にとっては重要な意義をもっている。（なお、同様のように、リース企業は銀行の尖兵になって、本業のリース対象たる労働手段でなく直接の貨幣貸付を行って「バブル」の形成に重要な役割をはたした。そして、その崩壊後には巨額の不良債権をかかえ込んだのであった）。

II. 労働手段の効率的な利用と各種の費用の節約。①リース業は、ユーザーにとっては残価がゼロに等しい労働手段でもそれを再リースできる点では、機器の効率的利用を可能にする。②各種の計算や事務機能を集中したり合理化したりすることによって、それらの費用を節約しうる。③こうした集中や合理化による費用の社会的節約機能は、メンテナンスや保険・陳腐化リスクの費用についても同じである。

III. リースによる節税効果は、租税の一部を利潤に転化させうる点で、剩余価値の再分配という意義をもつ。と同時に、こうした利潤の拡大は生産拡大の促進要因にもなる。また、固定資本更新の早期化は、生産性の上昇をもたらしうる。ただし、以上の役割は（リースにせよレンタルにせよ）、該当諸企業による利潤の追求と結びついてのみ現実化される点で、資源配分上の不均衡や浪費を拡大させる。たとえば、陳腐化のリスクを軽減することによって、逆にまだ十分に有用なもののスクラップ化を促進させるのである。

[4] リースの取引対象を商品と想定すれば、労働手段の物理的、社会的機能（使用者に利潤をもたらす機能）と既述の「付帯サービス」が商品だといってよい。その譲渡を法的にいえば、労働手段の一時的な使用権の譲渡といえる。この商品価格がリース料である。

リース料Lの算定は、一般的にいえば、リース物件の価格Aから見積残存価格Bを除き、それに金利C・固定資産税D・保険料E・販売・管理費F・利益Gを加え、その総額をリース期間（月数T）で割算することによって求められる。

$$L = [(A - B) + C + D + E + F + G] \div T$$

---

25) 「社内で使うパソコンをリースからレンタルへ切り替える企業が急増している。パソコンやソフトの製品サイクルが短くなっているのに伴い、長期契約のリースより短期で借りられるレンタルに人気が移ってきたためだ。……パソコンの世代交替は早い。一般の事業所でも、3~4年前の旧機種では対応できない業務も増えており、リース期間の長さが弱点になってきた」（日経新聞1995. 12. 15）。

リース業の利潤は手数料の形態をとるが、この利潤は、既述してきたリース業の諸側面に照応した特徴をもっている。すなわち、金融的側面では利子といえるし、商業的側面では商業利潤、賃貸・サービス面ではそれに照応する利潤という特徴をもっている。

賃貸・サービスの手数料（利潤）の内容は、いくつかに区別できる。各種の事務代行機能に対応する利潤の一部は、それらの事務労働が産出した剩余価値であり、他の一部は事務費用の節約分の利潤転化部分である。メンテナンス機能や物流機能から生ずる利潤は、それらの労働から産出された剩余価値の一部である（主としてメンテナンスはメーカーが行い、リース会社はその事務を行う）。陳腐化リスク等の引受けへの報酬が利潤になるばあいには、その実体は、完全な老朽をまたずに労働手段を更新（または廃棄）するために社会が負担する費用の一部である。これは、保険に必要な社会的費用の一部が保険会社の利潤として現象することに類似する（前章第3節）。なお、減価償却込みの機械が異なる相手に再リースされるばあいの利潤は、機械の社会的共同利用で節約された費用の利潤転化部分である（前章第3節）。節税効果でユーザーに残る利潤の一部も、リース会社の利潤に配分されうる。これは、他の方策による節税分（利潤）と基本的には同じである。

銀行の利潤には、利子のほかに貨幣取扱機能（いわゆる為替業務）による利潤が含まれているのと同様に、リース業の利潤にも、以上のように各種の利潤が含まれているのである。それらの本質を問うならば、それは最終的には、この部門および他の諸部門で形成された剩余価値の一部にほかならない。

新たに成長した物品賃貸（とくに労働手段のレンタル）業の利潤は、従来までの範疇たる産業利潤・商業利潤・利子・地代等にない特徴をもち、これらの部類だけに属させることができない。したがって、それは一般的には物品賃貸業利潤と規定するのが適切であろう。ファイナンス・リースに限定してその利潤を問うならば、それは、そのケースによって利子性格や商業利潤の性質が強い物品賃貸業利潤の特殊な形態といってよい。

次表は、ファイナンス・リース料の計算の比較例である（日本リースサービスの石津善治氏によるもの<sup>26)</sup>。表現上で少し簡略化してある。単位千円）。①はフルペイアウト、②は残価60%のオープン・エンド方式（O.E.），③はメンテナンス・リース（残価70%のクローズド・エンド方式C.E.）。

この表には各項目について簡単な説明が付されている<sup>27)</sup>。そこからリース手数料（利潤）の一部の性質を読み取り、これまでの例証の一端にしよう。

まず、最下段の手数料①と②の差額20（60-40）——これは①と③の差額50のうちの20にも共通する——をもたらす要因について。「①は、物件が決まり法定耐用年数がわかればリース料算定はきわめて簡単で、だれでもすぐできる」が、「②③の場合の営業マンは、自動車の関係法令はもちろん、自動車そのものの知識を十分に修得していかなければならない」。ここから

26) 前掲、石津論文（p. 226）。

27) 同上、p. 227-232

	①ミニコンピューター	②自動車(FL)O.E.	③自動車(ML)C.E.
取 得 額	1000	1000	1000
法定耐用年数	6年	6年	6年
リース期間(月)	48カ月	36カ月	36カ月
残 存 價 格	—	350	300
リース 料	25.8	31.4	53
リース料内訳			
償却費	1000	650	700
諸税	固定資産税 35	+自賠責 251	+自賠責 251
保険	5		車賠責 380
利息	160	167	162
メンテナンス	—	—	324
手数料	40	60	90
合 計	1240	1128	1907

読み取れる点は、②は①よりもスペシャリストが必要な分だけ余分の費用（資本）がかかり、それにみあう利潤が要求されるということである。

②と③の手数料の差をうむ要因についてはどうであろうか。「U（ユーザー水谷）の煩雑業務をL（リース会社水谷）が肩代りして処理するので、その分の仕事量がUからLに移管される。……この移管費用は、メンテナンス費に含める場合や手数料に上乗せする方法をとることもある」。「具体的商談にあたりテーブルの運用を弾力的に行なうためには、少なくとも専門的知識をもったマネージャーの配置が必要とされる」。ここからは、③の利潤にはメンテナンスとともになう管理事務への報酬が内包されていることがわかる。

残価設定は「きわめてリスク」な要因で、「絶えず中古市場の動きを注視し、残価の見直しが重要なポイントとなる」。「残価とメンテナンス費用はUの使用いかんによるもので、不注意に契約すると、Lにとっては大きな損失を招く危険がひそんでいる」。つまり、利益のなかにはこうしたリスク代が多少とも含められることがわかる。

「残存価格の設定は、中古車市場価格に近い価格で設定される」。「残価は低めに抑えるのがLの鉄則である」。「残価設定価格いかんで金利の差と比較にならないほどリース料に差が出てくる」。ここからは、予測設定残価と中古販売額とのプラス分も、利潤の一部になることがわかる。さらに、最初の「取得額の差が競合要因に加わ」ることを考慮すると、この利潤は安く仕入れて高く売ったという限りでは、一種の商業利潤といえるであろう。なお、以上ではふれられていないが、利子、賃貸、サービスのもたらす他の利潤についてはどの例にも共通していると考えてよい。

### 第3章 物品賃貸業に関する諸見解の検討

ごく大まかに見て、物品賃貸業の理論的性格の把握は、それを利子生み資本と見るか、物的サービスへの投下資本と見るか、それとも商業資本と見るかの三つに区別できる。叙述の簡単化のために、それぞれを利子生み資本説、物的サービス説、商業資本説と呼んで検討していく。

**利子生み資本説：**マルクスは『資本論』で、機械設備等の貸付を利子生み資本の一形態としてつぎのように把握していた。

「資本として貸付られる商品は、その性状に応じて固定資本かまたは流動資本として貸付られる。貨幣はどちらの形態でも貸付られることができる。……家屋や船舶や機械などがそれである。しかし、すべての貸付られる資本は、その形態がどうであろうと、……つねにただ貨幣資本の特殊な一形態でしかない。なぜならば、ここで貸付られるものは、つねにある一定の貨幣額であって、利子もまたこの額に対して計算されるからである」<sup>28)29)</sup>。

こうした見解は、物品リースの金融的特徴を一世紀もまえに渴破したものであり、利子生み資本説の理論的な土台になっている。さて、山田喜志男氏はつぎのようにいわれている。

「リース、レンタルと呼ばれる生産手段や耐久消費財の賃貸が『サービス』業の一部をなしている。この現物貸付資本は利子生み資本の一形態で、商品形態での価値の一時譲渡および一定期間後の還流という運動形式をとる。これは資本としての商品の期限付き譲渡であって、商品そのものが商品としてではなく資本として貸付られる場合である」<sup>30)</sup>。

渡辺雅男氏も、リース・レンタル業の賃貸用物品を固定資本の貸付ととらえられ、その資本を典型的な現物貸付資本と規定されている。また、ホテル・スポーツ施設の提供に投下される資本をも、物や施設が現物で貸付けられている点で同様に規定されている<sup>31)</sup>。

資本としての物的 商品をもっぱら価値の観点から、貸付側のたちはで見る限りでは、利子生み資本説の見解は正当である。しかし、リース業では貨幣ではなく物（労働手段）が貸付られ

28) 『資本論』第3部第5編第21章 (Werke, Band 23, s. 356, 大内・細川監訳, 大月書店, p. 429)。同趣旨の叙述は『剩余価値に関する諸学説・ノートXV』にも見られる (S. 1457, 大月書店『資本論草稿集』7, p. 412)。

29) 三宅義夫氏のつぎの叙述も、マルクスの見解を土台にしたものといってよい。「以上のところでは資本として取引される一貸付られる一商品を貨幣と前提して見てきたが、たとえば建築物や船舶や機械設備等は固定資本として貸付られうる…。しかし、これらの場合においても貸付られているのはある一定の価値額一貨幣額であって、この価値額一貨幣額にたいし利子が計算されるのである。したがつて、これらにたいして貨幣形態でのそれが基礎形態をなしている」(『金融論』有斐閣 p.147)。

30) 山田喜志男「研究ノート」(『國學院経済学』第36巻4号 p. 2-5 [472-475])。

31) 渡辺雅男『サービス労働論』(三嶺書房1985, p. 218)

るため、リース（業）資本は金融的側面に限定できない特徴をもち、リース（業）の利潤も利子以外の性質をもっている。

貸付られる貨幣は、無制限に利潤産出に役立てられる。だが、リースの労働手段はその生産目的に応じた特殊な使用価値であり、借手の目的も最初からそれに限定されている（そのため、摩損で減価した労働手段自体が返却されねばならない）。つぎに、リースでは各種のサービスの追加がある。メンテナンス・リースでは、メンテナンスとその付帯サービス、そうでないばあいでも、税、保険、減価償却等の事務や計算の代行サービスが行われる。こうしたサービスが生みだす利潤は利子ではない。さらに、フルペイアウト・リースにおける再リースの一部は、文字どおりの賃貸であり金融ではない。第四に、リース業資本を利子生み資本とするだけでは、リース会社による労働手段の購入や、譲渡条件付リースにおける割賦販売という側面や、返却された物品の中古販売等の機能と性質が欠落させられてしまう。こうした諸点を考慮すれば、オペレーティング・リースを含むリース業資本の基本的性格を利子生み資本と規定するだけでは一面的といわねばならない<sup>32)</sup>。

**物的サービス説**：この見解は、物財（およびその所有）と機能とを区別し、賃貸借では所有権の移転がないから物の機能（サービス）だけが取引の対象になる、という見解である（ベーム・バベルク、長田浩、野村清氏等）。

註)多くの論者が認めているように、すべての疑問に答えるようなサービス概念は存在しない。サービス産業の分類や境界についての共通したコンセンサスも存在していない。ここではとりあえず、広義のサービス概念を——市場で提供者と享受者間で取引される、物や労働の有用な作用（機能）または効果——と規定しておく。これは、第3次産業の大半の部門の特徴に共通するごく抽象的で便宜的な規定でしかない。（この規定に物の機能を含めても、価値生産における生産手段と労働との異なる役割を明確にしておけば、労働価値説の否定にはならない。）

今日では、サービスの分業化が非常に発展し、あらゆる部門にわたってサービスの重複化と錯綜化が生じており、サービスをどのように規定しても、そこから排除され他の産業に属させることが困難なケースが多発している。そのため、いわゆる狭義のサービス（業）を積極的に規定しようすれば、目的による基準で規定を行い、残りを残余部門とする以外にない。たとえば、サービスにおける労働の意義に着目しつつ、個人的消費生活に必要な諸部門の経済的位置を明らかにしようとすれば、かつて私が行ったつぎの規定も意義をもつであろう。“サービスとは、物的生産物に対象化せずに人間に提供・享受される労働のうち、人間自身を対象にして行われる労働、および個人的消費生活のための労働——ただし、物的消費財の質料変換により、それに新たな使用価値を追加しないかぎりでの労働——がもたらす有用な効果または役立ちである”<sup>33)</sup>。

32) かつて私も条件つきではあるが、こうした一面的規定をしたことがある。訂正しておきたい。なお、利子生み資本説における使用価値の軽視という批判は、すでに長田浩氏や刀田和夫氏によって行われている（本拙論、本文参照）。

33) 「現代の『サービス』に関する基礎的・理論的考察」（「立教経済学研究」第43巻3号、p. 97）。

長田浩氏は、サービスの一般的規定をマルクスにならって「ある使用価値の有用な作用」とし、つぎのように述べられている。

「リース業・レンタル業者は、直接ユーザーにサービスをもたらすわけではないとしても、特定の機能・サービスを内包している物財をユーザーに貸し付ける、という意味で、間接的に『商品（物財）のサービス』をもたらしていると言える」。「とくにオペレーティング・リースやレンタルでは、『物の一時的使用』が目的とされ、……サービスを内包する商品（物財）が賃貸されるという実態がある」。これは、「まさしく『商品のサービス』が取引対象になる現代的形態にほかならない」。不動産の賃貸、機械設備などのオペレーティング・リース、物品のレンタルでは、「『物件の一時的使用』という目的にしたがって、実質上、それぞれの物件に内在する機能・有用的作用のみの提供がなされる、という意味で、サービス提供的性格が強い」。そして、ファイナンス・リースのみは「金融的性格が強い」。「ただし、ファイナンス・リースのうちメインテナンス付きのものでは、金融的性格とともにサービス提供的性格も合わせ持っている」（『サービス経済論体系』、新評論社、1989年、p. 261-262）。

長田氏が、リースとレンタルとを区別したうえで問題を検討されたことは、当然とはいえば正しい措置である。利子生み資本説の使用価値の軽視を批判されている点（p. 255）も正当である。しかし、ファイナンス・リースを金融的性格が強いとかたずけられていることは、その商業的側面やリース会社の行うサービス面を欠落させる点で問題を残している。

では、賃貸業者の実質的な販売対象を物的機能（サービス）と見る点はどうであろうか？

物品賃貸業におけるサービスは物の機能に限定されない。物品レンタルでは、そのための各種の追加労働（輸送・保管・修繕・管理・計算・事務等）が重要な取引対象になっている。「物件に内存する機能のみの提供」というとらえ方では、使用権の譲渡にともなう労働手段の輸送・保管等の内容やその他のサービスが欠落させられてしまう<sup>34)</sup>。

なお、既述したように、物品賃貸業の主な売買対象は、法的には物品の使用権といってよい。この点では、権利の移転（売買）が行われている。だから、単に所有権の移転（売買）の欠如を直接の根拠にしてサービスを取引対象とするのは、短絡的な主張といわれてもやむをえないであろう<sup>35)</sup>。

34) この点について刀田氏は、要旨つぎのように批判されている。サービスの享受のためには財の使用権の対象たる財そのものを取引対象としなければならないから、物とその機能との区別や借手の目的が物の機能だということだけから、取引対象は物の機能（サービス）だという主張は「証拠不充分」である（p. 228）。「証拠不充分」という限りではそのとおりであるが、財とその使用権との一体性をいうだけでは、形式上はともかく、実質的な批判としては不十分ではあるまい。『サービス論者』も、「もの」と「サービス」が一体的で不可分の関係にあることは承知のうえで、物の機能（サービス）のみという表現をもちいているからである。したがってこのばあいの批判は、私が本文でのべたように、内容にまでたち入って行う方がよいと考えられる。

35) 刀田和夫氏は、賃貸では「財の使用権のみの移転が行われており、それこそが賃貸関係の基本的内

レンタルに関する物的サービス説の主張は、借手の目的と貸借の実質的内容という面から見て、レンタルの重要な特徴を示している。この点では、それはひとつの有効な把握といってよい。だが、物品賃貸業（資本）の理論的規定を行うばあいには、物の機能（サービス）一般の提供というだけでは、抽象的で一面的である。サービス一般という規定は、長田氏も認められているように、「あらゆる形態規定性が捨象された実体として、上位の概念」である（p. 260）。だが、物品賃貸業の理論的性格規定をあたえるということは、捨象された形態規定を行うこと、つまり物的サービス提供の経済的規定性を明らかにすることである。長田氏は、賃貸業のファイナンス・リースについては利子生み資本性格が強いという経済的規定をされているが、レンタルについては、ファイナンス・リースに対してサービス提供的性格が強いといわれている。簡単な対比上ではこうした表現が許されるとしても、氏は、このサービス提供の経済的諸内容を明らかにし、これらをどう規定すべきかについて、いま一歩踏み込んで明らかにされるべきであろう。

物品賃貸（業）資本は、20世紀中葉以降に成長した資本であり、商業資本や利子生み資本など従来の範疇だけでは的確に規定できない特徴をもつ資本であるといわねばならない。その典型的形態がレンタル資本である。リース資本はその特殊形態であって、金融、商業、諸サービスの側面が賃貸によって一体化されている点に特徴がある。物品賃貸資本について、消費者の要求する実質的な主内容または主対象が一言で問われる限りでは、一般的には物的サービスと答えることもできる。ただし、物的機能（サービス）を提供するという点では、土地、建物、ホテル、レジャー施設等の賃貸・提供も同じであり、当面の物品賃貸業に独自な労働手段にかかる物流サービスや他のサービスは表現できることになる。

**商業資本説：**刀田和夫氏は、著書『サービス論争批判』（前掲）の第10章「賃貸の経済分析」で物品賃貸業の経済的性格を考察され、その主な性格を商業資本と規定されている（その積極的な主張は第5節～第7節で展開されている）。氏の見解を見てみよう（引用文の傍点は刀田氏によるもの）。

\* 「賃貸は売買ではないのだから、文字通り賃貸において何が商品として販売されているのかを問おうとするものではない」。その意図は、「賃貸において行われている耐久財の一時的提供ということを、売買の論理でとらえ、実質的に売買の一種として位置づけることができるか否か、できるとすれば、何がそこで販売されているか、を問うことでしかない」。「機械の寿命はその使用によって……縮まっている。この意味で返却された機械は貸付られた機械と同一ではない」。「財の寿命の短縮という結果を伴う財の提供が経済的には何を意味しているのか」（以上p.231-232）。

\*マルクスは『資本論』で、“6日しかもたない機械は平均して1労働日ごとに使用価値の

---

容をなしている」のに、物的サービス説は、「財の所有権の移転だけを財の権利の移転と考え、賃貸関係のこの不可欠の内容を看過ないしは無視している」と批判されている（前掲、p. 225）。

6分の1を失っていき、したがって毎日の生産物にその価値の6分の1を引き渡すことになる”とのべ、これを“使用価値の喪失”といつてはいる<sup>36)</sup>。ここで「マルクスが述べていた一定期間毎に一部ずつ失われる労働手段の『使用価値』とは、……時間を単位として計った財の一定量である」。「6日もつ機械は素材的、物体的には1台しか存在しないけれども、その使用という経済的観点からは1日しかもたない機械の6倍の意義をもつ」。「それは単に1台の機械の販売であるだけでなく、6日・台の販売である」。他方、「この機械が1日賃貸されるとすると」、「1日・台の機械が借手に譲渡される。だから賃貸は、法的には……財の使用権を一定期間借手に移転し、賃貸物を一時的に借手に提供するということを内容としているが、その経済的実質は、貨幣と引き替えに時間を単位として計った財の一定量を借手に譲渡することである」（以上 p. 235-236）。

\* 「貨幣と引き替えに何らかのものを譲渡することを売買と考えるならば、以上のような内容をもつ賃貸も、実質的に売買ととらえることが可能である」。「さらに、いま貸手が賃貸物を購入し、それを借手に貸し付ける賃貸企業を考えるならば、それは賃貸を通じて、購入した財を一部ずつではあるが販売するのであるから、その活動は商業の一種と規定される。したがって賃貸企業は商業資本の一種である」（p.236）。

\* 以上の規定は、家屋などの「保守を必要としない耐久財の賃貸にのみあてはまるものであった」。「これに対して保守が必要で、それを貸手が行う場合の賃貸」（例えば複写機の1年の賃貸）は、「その販売であると一応はいえるが」、「保守活動を通じて複写機を使用可能な状態にする」という「生産の一つのケースと規定することができる」。（「生産は一般に何らかの意味で対象を使用可能な対象にする活動と規定する必要がある」（p. 148）。その極限のケースは「貸しあしぱり、貸しあむつの修復利用財の賃貸の場合」である。「この意味で複写機などの機械の賃貸企業及びリネンサプライ業の企業は産業資本の一種である」（p. 237-240）。

\* 保守必要財の賃貸で保守活動を借手が行うケース（産業用機械や船舶のリース）の賃貸では、「財は借手によって常に使用可能な状態に維持し続けられているのだから、……素材的に見た財そのものが賃貸の対象とみなすことができる。したがってこのケースの賃貸は」、「時間を単位として計られた財の一定量の販売を行うものと規定される。また同様にしてこの賃貸企業は商業資本の一種と規定される」（p. 240）。「賃貸はいずれもこの時間を単位とした財量という商品を販売ないしは生産・販売する。そして賃料はこの商品の価格である」。「賃貸活動で労働者が行う直接労働によってつくりだされた付加価値（価値生産物）も賃料を構成する」（p. 241-242）。

以上からわかるように、賃貸業はリース（業）であれレンタル（業）であれ、「時間を単位として計られた財の一定量の販売」業という意味で商業資本であり、貸手がメンテナンスをす

---

36) 前掲、『資本論』第1部第3編第6章（s. 218, 訳, p. 266）。

るケース——レンタルとメンテナンス付きファイナンス・リース（業）——では、この規定に産業資本という規定が加わる、というのが氏の主張の眼目である。こうした主張は、賃貸業の商業的性格を従来よりも深く分析している点で評価できる。しかし、そこにはつぎの疑問や納得できない点がある。

1. 氏は、ファイナンス・リースを含む賃貸業の基本的性格を商業資本とされる。しかし、ファイナンス・リースの性格は複合的であり、どの面が主要であるかはリース取引の諸条件全体から判断すべきであろう。氏は、リース・バックのようなものも、商業資本と考えられているのだろうか。また、叙述の前半では、ファイナンス・リースは「設備資金調達の代替手段として行われることも多い」点で「貨幣貸付の側面が強い」ともいわれているが（p.217-218）、それではなぜ、このリースの基本性格を利子生み資本といわれないのであるか。

2. 氏の商業資本説は、部分的な「財量」という商品の販売に根拠をもっている。しかし、ファイナンス・リースにおけるその主な根拠は、フルペイアウト条件——1回の契約における機械代金の全額回収——に求めるべきであろう。つまり、ファイナンス・リースの商業性を明らかにしようすれば、レンタルのように1回ごとの経済的内容を基本にするよりも、機械まるごとの売買性を基本にした方が妥当ではないか。

3. 機械の使用で喪失する使用価値部分とは、機械の素材的な摩滅部分を意味し、それは機械の耐用・摩損期間という単位で計られる。氏のいわれる一定の「財量」なるものは、こうした素材的な摩滅部分の別表現と見てよいであろう。氏は、賃貸におけるこの部分的な「財量」が独自の商品だというために、二つの仮定または前提をされている。ひとつは、「賃貸は売買ではない」にもかかわらず、それを「売買の論理」で見るという前提である。もうひとつは、「貨幣と引き替えに何らかのものを譲渡することを売買と考えるならば」、という前提である。賃貸は「財量」商品の売買だという結論がこうした前提ないし擬制から導かれているという意味では、この結論も、したがってまた物品賃貸業が実質的な商業資本だという規定も、依然として擬制の域をでられないといえる。

4. 賃貸にあっては、耐久財自体はあくまで賃貸企業の所有として反復して貸与され返却される。この意味では、それは決して販売されはしない。氏がいわれるとおり、「賃貸は売買ではない」。再リースやレンタルにおける反復的な貸付を見るならば、賃貸は単なる形式ではなく、賃貸業の実質的な内容の不可欠な一要素ということができる。それを商業資本と規定したのでは、賃貸業を特徴づけるこうした点が欠落してしまう。商業資本にせよ利子生み資本にせよ、あるいは種々の「サービス」に投下される資本にせよ、それらの実質的諸内容が賃貸形式をとり、それによって統一されている点に賃貸業資本の特徴がある。そういう意味では、リース・レンタル資本（物品賃貸業資本）は、利子生み資本や商業資本などとは区別される独自の資本である。従来までは、新しい産業であるリース・レンタル業（資本）の基本的特徴を産業（生産）資本、商業資本、利子生み資本として規定しようとする傾向が強かった。刀田氏が、

鋭くかつユニークな考察をされながらも、そこに一面性を否定できないのは、こうしたことに原因の一端があるように思われるが、いかがであろうか。

### むすびにかえて

今世紀中葉から成長し普及したリース・レンタル業は、労働手段の賃貸という従来の商業や金融業には見られない独自な特徴をもっている。ファイナンス・リースは賃貸を軸にして金融・商業・「サービス」を結合している点に特徴があり、レンタルは賃貸を軸に物流やその他の「サービス」（ばあいによっては生産）を行うところに特徴がある。労働手段の賃貸がこの産業のいわばキー概念といってよい。この産業の資本や利潤の基本的性格を上述の商業資本（商業利潤）と利子生み資本（利子）だけで規定しようとすれば、一面化を避けられなくなる。したがって、この資本と利潤については、これを物品（労働手段）賃貸業資本とその利潤と規定し、その多面的な内容を明らかにしないかねばならない。とはいえ、以上の規定は資本主義の全時代に共通して妥当するとはいえない。この点では、それは利子生み資本や商業資本などの基礎的範疇規定とは次元を異にした規定である。

現代資本主義は、できるだけ多くのものをリース（広義）の対象にしようとする。情報やいわば人間までがリース（人材派遣）の対象にされている。この傾向は、利潤のために全過程の効率化とスピード化を追求せざるをえない資本企業の本性に根ざしている。リース業の成長は、実質的には対象の私有よりもその使用が必要であることを実証する。また、対象の私有とその社会的利用（または占有）との分離、ひいては私的所有の形骸化の発展を意味する。しかしリースの成長は、資本企業による私的支配、私的所有の強化の促進手段としても役立っている（たとえば、特許権にもとづく情報や技術のリース・レンタル）。上記の傾向は、一般にいえば、対象の私有とその共同的・社会的利用との矛盾（その現代的一形態）にはかならない。そのゆきつく先には何がまっているのか。ともあれ、こうした矛盾は、資本主義的所有はもちろんのこと、所有そのものの意味とありかたに根本的な再検討を迫っているといわねばならない。

なお、賃貸業には不動産業もあるが、これをリース・レンタル業から除外したのはつぎの理由があったからである。すなわち、不動産業は土地取引を土台とするが、土地は生産物でない点で労働手段とは価値形成（価格形成）の面でも異質であるし、その賃貸期間は何10年ときには100年以上におよぶ長期のものであること、土地賃貸にはリース・レンタル業に独自な諸機能——保守・物流・陳腐化の肩代わり等の機能——は含まれていないこと、土地所有は資本にとって外的な契機であり、その制限になること等の理由があったからである。

最初は、ここで物品賃貸業の歴史的意義について、もう少しくわしく考察する予定であった。しかし、原稿の制限枚数を超過していたことと、この点に関する考えを成熟させえなかつたことのために、以上で終わらせていただきたい。